

第87回 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成30年6月22日（金曜日）
午前10時（受付開始時刻：午前9時30分）

場所

沖縄県那覇市西3丁目2番1号
ロワジールホテル&スパタワー那覇
3階 天妃の間

お願い

駐車場の混雑が予想されます。駐車できない場合もございますので、極力公共交通機関をご利用ください。

目次

■ 第87回定時株主総会招集ご通知 …	1
■ 株主総会参考書類 ……	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役10名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 役員賞与支給の件	
第5号議案 取締役等に対する株式報酬 等の額および内容決定の件	
(添付書類)	
■ 第87期事業報告 ……	20
■ 計算書類 ……	32
■ 連結計算書類 ……	34
■ 監査報告書 ……	36

株主総会会場ご案内図

証券コード 8397
平成30年6月4日

株主各位

沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号

株式会社 **沖縄銀行**

取締役頭取 玉城 義昭

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当銀行第87回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、**平成30年6月21日（木曜日）午後5時まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時

平成30年6月22日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時30分）

2. 場 所

沖縄県那覇市西3丁目2番1号
ロワジュールホテル&スパタワー那覇 3階 天妃の間

3. 目的事項

報告事項

- 第87期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
- 第87期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件
- 第5号議案 取締役等に対する株式報酬等の額および内容決定の件

▶ 議決権の行使についてのご案内

当日ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 平成30年6月21日（木曜日）午後5時到着分まで

インターネット等による議決権行使



議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 平成30年6月21日（木曜日）午後5時まで

詳細は3頁から4頁をご覧ください。▶▶▶

- (1) 郵送（議決権行使書面）および電磁的方法（インターネット等）の双方により議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

以上

● お知らせ

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち事業報告の「当行の新株予約権に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」および「その他」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の**当行のウェブサイト**（<http://www.okinawa-bank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、監査役会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。

招集通知を発送した日から株主総会の前日までの間に株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当行ウェブサイト**（<http://www.okinawa-bank.co.jp/>）に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書面）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）*から当行の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

（ただし、毎日午前2時から午前5時まで取り扱いは休止します。）

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://evote.tr.mufg.jp/>

QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



アクセス手順

1. 議決権行使サイトへアクセス



1 「次の画面へ」をクリック

■ 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (2) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（TLS通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (3) インターネット等による議決権行使は、平成30年6月21日（木曜日）の午後5時まで受け付け

いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点がございましたら後記ヘルプデスクへお問い合わせください。

■ インターネット等による議決権行使方法について

- (1) 議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

*「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

■ 議決権行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、下記のインターネット等による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

2. ログインする

2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック

3. パスワードを登録する

4 現在のパスワードを「現在のパスワード入力欄」に、新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード(確認用)入力欄」の両方に入力。パスワードはお忘れにならないようご注意ください。

5 「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

(1) 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしてさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行

使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

■ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

システム等に関する
お問い合わせ先について

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎ 0120-173-027（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、銀行業としての公共性に鑑み、経営体質の強化を図り、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

上記基本方針および当期業績結果を総合的に勘案し、当期の期末配当金につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

記

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当行普通株式1株につき金35円 総額840,005,285円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 4,500,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 4,500,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名				現在の当行に おける地位		
1	再任	たま	き	よし	あき	昭	取締役頭取	
2	再任	やま	しろ	まさ	やす	保	常務取締役	
3	再任	ほくもり	ちよう	てつ		哲	常務取締役	
4	再任	きん	じよう	よし	てる	輝	常務取締役	
5	再任	やま	しろ	たつ	ひこ	彦	取締役総合企画部長	
6	新任	い	は	かず	や	也	執行役員法人部長	
7	新任	たか	ら		しげる	茂	執行役員システム部長	
8	再任	うち	ま	やす	ひろ	洋	社外取締役候補者	社外取締役
9	再任	おお	しろ		ひろし	浩	社外取締役候補者	社外取締役
10	新任	みや	ぎ	ち	はる	春	社外取締役候補者	

1. 玉城義昭

再任

生年月日 昭和27年9月19日生
 所有する当行株式の数 4,940株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和52年4月	当行入行	平成20年7月	取締役総合企画本部長
平成10年7月	糸満支店長	平成21年6月	常務取締役
平成17年6月	人事部長	平成23年6月	取締役頭取
平成18年7月	執行役員 人事部長		現在に至る
平成19年6月	取締役人事部長		(監査部担当)

■ 取締役候補者とした理由

人事部門、経営企画部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。
 また、平成23年より代表取締役頭取として、銀行経営全般に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。
 こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。

2. 山城正保

再任

生年月日 昭和34年9月23日生
 所有する当行株式の数 2,080株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和57年4月	当行入行	平成25年6月	取締役総合企画本部長
平成14年7月	商業団地支店長	平成26年6月	常務取締役
平成22年6月	審査部長		現在に至る
平成23年6月	執行役員 審査部長		(システム部、事務部、
平成24年6月	執行役員 営業統括部長		営業店事務指導部担当)

■ 取締役候補者とした理由

営業推進部門、経営企画部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。
 また、平成25年より取締役として、銀行経営に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。
 こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。

3. 保久盛 長哲

再任

生年月日 昭和34年6月27日生
 所有する当行株式の数 2,280株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和57年4月	当行入行	平成27年6月	取締役総合企画部長
平成15年4月	坂田支店長	平成28年6月	常務取締役
平成22年6月	リスク管理部長		現在に至る
平成25年6月	執行役員 リスク管理部長		(融資統括部、リスク管理 部担当)
平成26年6月	取締役事務統括部長		

■ 取締役候補者とした理由

リスク管理部門、事務・システム管理部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。また、平成26年より取締役として、銀行経営に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。

こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。

4. 金城 善輝

再任

生年月日 昭和34年11月15日生
 所有する当行株式の数 1,600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年4月	当行入行	平成25年6月	執行役員営業統括部長
平成15年4月	我如古支店長	平成26年6月	取締役総合企画本部長
平成21年7月	本店営業部長	平成27年6月	常務取締役
平成23年6月	法人融資部長		現在に至る
平成24年6月	執行役員法人融資部長		(お客さま本部担当)
			【営業統括部、法人部、個人部担当】

■ 取締役候補者とした理由

営業推進部門、経営企画部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。

また、平成26年より取締役として、銀行経営に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。

こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。

5. ^{やま} ^{しろ} ^{たつ} ^{ひこ} 山城達彦

再任

生年月日 昭和37年6月5日生
所有する当行株式の数 1,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和61年4月	当行入行	平成27年6月	執行役員監査部長
平成14年7月	安謝支店長	平成28年6月	執行役員総合企画部長
平成25年6月	監査部長	平成29年6月	取締役総合企画部長
			現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

経営企画部門に携わるほか営業店長を務めるなど、豊富な業務経験を有しております。また、平成29年より取締役として、銀行経営に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。

6. ^い ^は ^{かず} ^や 伊波一也

新任

生年月日 昭和38年6月5日生
所有する当行株式の数 1,400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和63年4月	当行入行	平成27年6月	お客さま本部法人部長
平成18年4月	与那原支店長	平成29年6月	執行役員お客さま本部法人部長
平成25年6月	本店営業部長		現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

法人営業部門に携わるほか営業店長を務めるなど、豊富な業務経験を有しております。また、平成29年より執行役員として、担当部の業務執行に手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。

7. ^{たか}高 ^ら良 ^{しげる}茂

新任

生年月日 昭和37年3月9日生
所有する当行株式の数 320株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和59年4月	当行入行	平成27年6月	執行役員システム部長
平成25年6月	事務統括部 システム開発部長		現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

システム企画に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。
また、平成27年より執行役員として、担当部の業務執行に手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。
こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。

8. ^{うち}内 ^ま間 ^{やす}康 ^{ひろ}洋

再任 社外

生年月日 昭和26年2月23日生
所有する当行株式の数 0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成19年3月	沖縄県警察本部 刑事部 暴力団対策課長	平成22年1月	沖縄県警察本部刑事部長
平成20年4月	警視正 昇任	平成23年4月	日本郵便 株式会社 特別顧問
平成21年3月	沖縄警察署長	平成28年6月	当行社外取締役 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

警察官として長年の経験を有しており、特に反社会的勢力対応や金融犯罪に関する豊富な専門知識と幅広い見識を有し精通しております。こうした知識・見識を引き続き社外取締役として、当行の経営に活かしていただくため、取締役候補者として選任しております。
なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれもなく、今後、同氏の知識や見識等を経営の監督に活かしていただくため、社外取締役候補者としております。
同氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

9. ^{おお} ^{しろ} 大 城^{ひろし} 浩

再任 社外

生年月日

昭和26年7月9日生

所有する当行株式の数 0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成11年4月 沖縄県立 知念高等学校
教頭平成17年4月 沖縄県立 向陽高等学校
校長

平成23年4月 沖縄県教育委員会 教育長

平成25年4月 公益財団法人 沖縄県国際
交流・人材育成財団 理事
長平成28年4月 学校法人 沖縄大学（客員
教授）並びに学校法人嘉数
女子学園 沖縄女子短期大
学（非常勤講師）平成28年6月 当行社外取締役
現在に至る

取締役候補者とした理由

教育者として長年の経験を有しており、特に教育行政や国際交流・人材育成に関する豊富な専門知識と幅広い見識を有し精通しております。こうした知識・見識を引き続き社外取締役として、当行の経営に活かしていただくため、取締役候補者として選任しております。

なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれもなく、同氏の知識や見識等を経営の監督に活かしていただくため、社外取締役候補者としております。

同氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

10. ^{みや} ^ぎ ^ち ^{はる} 宮 城 千 春

新任 社外

生年月日

昭和26年6月13日生

所有する当行株式の数 0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和60年3月 公認会計士登録

平成元年4月 宮城公認会計士事務所開設

平成7年4月 税理士登録

現在に至る

取締役候補者とした理由

公認会計士として長年の経験を有しており、特に企業会計全般に関する豊富な専門知識と幅広い見識を有し精通しております。こうした知識・見識を社外取締役として当行の経営に活かしていただくほか、当行が第18次中期経営計画に基づき進めていく女性の活躍をはじめとした働き方改革に対しても貢献していただけると判断して取締役候補者として選任しております。

なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれもなく、同氏の知識や見識等を経営の監督に活かしていただくため、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 伊波一也氏、高良茂氏、宮城千春氏は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
3. 内間康洋氏、大城浩氏、宮城千春氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について

当行は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項および定款第28条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、内間康洋氏、大城浩氏は、当行との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約をすでに締結しており、再任が承認された場合は継続する予定です。また、宮城千春氏においても選任が承認された場合、同様の契約を締結する予定です。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 内間康洋氏、大城浩氏は社外取締役候補者であり、株式会社 東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に独立役員として届け出ております。また、宮城千春氏も社外取締役候補者であり、株式会社 東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

なお、会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

<ご参考>

独立社外役員の独立性判断基準

社外役員候補者の選任にあたっては、以下の1～7の要件すべてを充足する者とする。

1. 当行を主要な取引先とする者、またはその業務執行者ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。
2. 当行の主要な取引先、またはその業務執行者ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。

なお、上記1、2において、主要な取引先とみなす基準は以下のとおりです。

- 役務の提供等に伴う金銭の授受が、継続して（継続が見込まれる場合も含む。）、直近の事業年度の年間連結総売上高（当行の主要な取引先の判断の場合は、当行の年間連結業務粗利益）の2%以上である場合。
 - 融資取引の場合は、当行が取引先に対する最上位の与信供与先であり、かつ、当行の融資方針の変更が取引先に甚大な影響を与える場合。
3. 現在、または最近において、役員報酬以外に当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。）でなく、過去3年以内においても当該団体に所属していないこと。
 4. 当行の議決権比率5%を超える主要株主、またはその業務執行者ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。
 5. 社外役員の相互就任の関係にある先のうち、双方が継続して相互に就任し、かつ、当行出身以外の社外役員が複数人存在しないなど、密接な関係が認められる先の社外役員ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。
 6. 当行が、過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を行っている先、またはその業務執行者ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。
 7. 上記1～6までの要件を充足しない者や当行及びその子会社の取締役、監査役、重要な使用人の近親者（二親等以内の親族）でないこと。
 - ※ 業務執行者については役員・部長クラスをさす。
 - ※ 会計専門家または法律専門家については公認会計士・弁護士をさす。

以上

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 金城唯士氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

い けい まもる 伊 計 衛	新任	生年月日 昭和33年12月17日生 所有する当行株式の数 4,320株
--------------------------	----	--

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和52年4月 当行入行	平成25年6月 常務取締役
平成13年10月 大謝名支店長	平成28年6月 専務取締役
平成20年7月 法人融資部長	現在に至る
平成22年6月 執行役員 法人融資部長	(総合企画部、人事部、証券国際部担当)
平成23年6月 執行役員 本店営業部長	

■ 監査役候補者とした理由

審査部門、営業推進部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。
また、平成28年より代表取締役として、銀行経営全般に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。
こうしたこれまでの実績を踏まえ、今後、独立した立場から取締役の職務の執行を監査することにより、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、監査役候補者として選任しております。

(注) 監査役候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。

なお、会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の取締役（社外取締役除く）7名に対し、役員賞与総額14,175,000円を支給することと致したいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会の決定によることと致したいと存じます。

第5号議案 取締役等に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当行の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）の報酬は、「基本報酬」「賞与」および「ストック・オプション」で構成されています。本議案は、前述の報酬構成のうち、「ストック・オプション」に代えて、当行の取締役および執行役員（以下「取締役等」という。）を対象とする新たな株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役等の報酬と、当行の業績との連動性をより明確化し、中長期的な企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、2010年6月18日開催の第79回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（132百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、取締役等に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、第2号議案「取締役10名選任の件」が原案通り承認可決されますと本制度の対象となる取締役は7名となります。

また、上記のとおり、本制度は執行役員も対象としており（現時点で本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は4名）、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれます。本議案では、それらの執行役員が、下記2. (2) に定義する本信託の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等の報酬等として、その額および内容についてご承認をお願いするものであります。

2. 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する取締役等の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役等に当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当行株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です（詳細は下記（2）以降のとおり）。

① 本制度の対象となる当行株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。） ・ 当行の執行役員
② 本制度の対象となる当行株式が発行済株式の総数に与える影響	
<p>当行が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり。）</p> <p>当行株式の取得方法（下記（2）のとおり。）および取締役等に交付等が行われる当行株式等の数の上限（下記（3）のとおり。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3事業年度を対象として、350百万円 ・ 1事業年度あたりに取締役等に付与するポイントの総数の上限は27,300ポイントであり、3事業年度を対象として取締役等に交付等を行うために信託が取得する当行株式等の数の総数の上限は81,900株 ・ 1事業年度あたりに取締役等に付与されるポイントの総数の上限に相当する株式数の当行発行済株式総数（2018年3月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約0.11% ・ 当行株式を当行（自己株式処分）または株式市場から取得する予定
③ 業績達成条件の内容（下記（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎事業年度のコア業務純益および連結当期純利益ROEの目標値に対する達成度に応じて変動
④ 取締役等に対する当行株式等の交付等の時期（下記（4）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役等の退任時

(2) 当行が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（当初は、2019年3月31日で終了する事業年度から2021年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合は、以降の各3事業年度）を対象とします（本制度の対象とする期間を以下「対象期間」という。）。

当行は、対象期間ごとに、350百万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当行株式を当行（自己株式処分）または株式市場から取得します。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長が行われた事業年度を含む以降の3事業年度を対象期間とします。当行は延長された信託期間ごとに、350百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、当行は取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は当行株式等の交付等を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当行株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当行株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、350百万円の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等に付与されるポイントの決定は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、当該取締役等が退任し、当行株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 取締役等に対して交付等が行われる当行株式数の算定方法と上限

信託期間中、毎年の上記の所定の時期に、同年3月31日で終了した事業年度（初回は2019年3月31日で終了する事業年度）における役位に応じたポイントおよび業績目標の達成度等（※）に応じたポイントが取締役等に付与されます。取締役等の退任時に付与されたポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）に応じて当行株式等の交付等が行われます。

1ポイントは当行株式1株とします。ただし、信託期間中に当行株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当行株式数の調整がなされます。

（※）コア業務純益、連結当期純利益ROEの目標値に対する達成度に応じて、ポイントが決定されます。

本信託の信託期間中に取締役等に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり27,300ポイントを上限とし、対象期間中に取締役等に対して交付等を行うために本信託が取得する当行株式の総数は81,900株を上限とします。本信託が取得する当行株式等の総数の上限は、上記（2）の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価を参考に設定しています。

(4) 取締役等に対する当行株式等の交付等の時期および方法

受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任時に、上記（3）に基づき算出される累積ポイント数に相当する数の当行株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、累積ポイント数の65%に相当する当行株式（単元未満株式については切捨）について交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する株式数については本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、受益者要件を充足した取締役等が在任中に死亡した場合、上記（3）に基づき算出される累積ポイント数に応じた当行株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

(5) 本信託内の当行株式の議決権行使

本信託内にある当行株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(6) 本信託の終了時の取扱い

業績目標の未達成等により、本信託の終了時（上記（2）による信託期間の延長を行った場合は延長された信託期間の終了時）に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当行に当該残余株式の無償譲渡を行い、当行はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。また、信託期間満了時に生じた本信託内の当行株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金の範囲内で当行に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当行および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

なお、本制度の詳細については、2018年5月11日付「株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

主な事業内容

当行は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、国債等窓販業務及び信託業務等を行っております。

金融経済環境

平成29年度の国内経済は、海外経済の緩やかな成長に伴い輸出が増加基調となったほか、企業収益や業況感が改善するなかで設備投資も増加基調となり、個人消費についても、雇用・所得環境の着実な改善を背景に緩やかに増加するなど、総じて緩やかな拡大の動きとなりました。

このような状況下、県内景況は、個人消費や建設関連が概ね堅調であり、観光関連でも好調な動きが継続したことなどから総じて拡大の動きとなりました。

当行の業況

このような環境のもと、「第17次中期経営計画（2015～2017）」の最終年度として経営戦略に基づく各施策の着実な実行により、顧客サービスの充実と業績の向上に努めた結果、当事業年度の業績は、次のとおりとなりました。

【預 金】

預金は、退職金、給与振込等の獲得強化や、法人取引先へのSR（ストロングリレーション）活動による取引深耕に努めたことなどから順調に増加し、銀行・信託勘定合計で前年度末比1,073億円増加の2兆52億円となりました。

【貸 出 金】

貸出金は、生活密着型ローンにおいて住宅ローン、アパートローンを中心に順調に増加したほか、法人においても事業性評価に基づく融資推進を積極的に行ったことなどから、銀行・信託勘定合計で前年度末比953億円増加の1兆5,625億円となりました。

【有価証券】

有価証券は、国内債券及び投資信託等を中心に金融市場動向を睨みながら、資金の効率的運用と安定収益の確保に努めた結果、前年度末比630億円減少の4,584億円となりました。

【損益状況】

経常収益は、有価証券利息配当金、国債等債券売却益は減少したものの、貸出金利息及び株式等売却益の増加などにより、前年度比1億70百万円増加の384億86百万円となりました。

また、経常費用は、国債等債券売却損は増加したものの、与信費用及び預金利息の減少などにより前年度比8億23百万円減少の296億34百万円となりました。

この結果、経常利益は、前年度比9億93百万円増加の88億52百万円、当期純利益は、前年度比8億56百万円増加の62億16百万円となりました。

対処すべき課題

第17次中期経営計画期間中には、日銀によるマイナス金利の導入、地域金融機関の統合が相次ぐなど地域金融機関を取り巻く環境は目まぐるしく変化しております。また、2017年9月期の中間決算では、地方銀行全体の5割が減益になるなど厳しい環境が続いております。これまでの取組みを踏まえ、新たなビジネスモデルを構築していく必要があります。

第18次中期経営計画（2018年4月～2021年3月）では4つの基本戦略として、①総合力の発揮、②共通価値の創造、③経営資源の配分、④働き方改革を掲げ、お客さまとともに未来を創ってまいります。4つの戦略を確実に遂行し、お客さまの良質な資産形成に寄与すること、お客さまの課題解決を図り事業の継続性を図ってまいります。さらには、おきぎんグループの総力により地域社会とともに未来を創造するステージへ進んでまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
預	金	18,046	18,215	18,538	19,769
	定期性預金	8,343	7,896	7,103	7,114
	その他	9,703	10,319	11,434	12,655
貸	出金	13,107	13,898	14,652	15,609
	個人向け	4,956	5,142	5,335	5,547
	中小企業向け	6,365	6,943	7,425	8,112
	その他	1,785	1,813	1,890	1,949
有	価証券	6,055	5,994	5,214	4,584
	国債	2,927	2,318	1,748	1,598
	地方債	1,202	1,262	1,076	908
	その他	1,925	2,413	2,390	2,077
総資産		20,236	20,935	21,310	22,030
内国為替取扱高		116,591	117,354	116,185	122,137
外国為替取扱高		百万ドル 13,152	百万ドル 12,460	百万ドル 13,514	百万ドル 12,128
経常利益		百万円 9,942	百万円 10,725	百万円 7,858	百万円 8,852
当期純利益		百万円 6,793	百万円 7,142	百万円 5,360	百万円 6,216
1株当たり当期純利益		円 銭 334 77	円 銭 296 27	円 銭 223 46	円 銭 259 06
合同運用指定金銭信託		608	585	440	283
	貸出金	31	24	20	16
	その他	577	561	420	266
信託財産		608	585	440	283
信託報酬		百万円 371	百万円 405	百万円 331	百万円 209

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を除く期中の平均発行済株式数で除して算出しております。
3. 当行は平成28年7月1日付けで普通株式1株当たり1.2株の割合で株式分割を行っております。平成27年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,123人	1,124人
平 均 年 齢	38年5月	38年8月
平 均 勤 続 年 数	15年5月	15年8月
平 均 給 与 月 額	318千円	326千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、時間外勤務手当を含み賞与を除く3月中の平均額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
那 覇 地 区	24店 (うち出張所 2)	24店 (うち出張所 2)
浦 添 地 区	6店 (うち出張所 ー)	6店 (うち出張所 ー)
南 部 地 区	7店 (うち出張所 1)	7店 (うち出張所 1)
中 部 地 区	19店 (うち出張所 ー)	19店 (うち出張所 ー)
北 部 地 区	5店 (うち出張所 ー)	5店 (うち出張所 ー)
先 島 (宮 古 ・ 八 重 山)	3店 (うち出張所 1)	3店 (うち出張所 1)
県 外 (東 京)	1店 (うち出張所 ー)	1店 (うち出張所 ー)
合 計	65店 (うち出張所 4)	65店 (うち出張所 4)

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を251カ所(前年度末247カ所)に設置しております。
- なお、設置台数は257台 (前年度末254台) となっております。

ロ. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

- (注) 当年度において店舗外現金自動設備を「サンエー嶺井出張所」ほか11カ所新設、「古島駅 MMK出張所」ほか7カ所廃止いたしました。

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,288
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
事務機器関連	409
モニタリングカメラ	355
ソフトウェア関連	335

ハ. 重要な設備の処分等

該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他の
おきぎん保証株式会社	那覇市古波蔵3丁目8番8号	信用保証業務	昭和57年12月15日	百万円70	100.00%	—
おきぎんビジネスサービス株式会社	那覇市泉崎1丁目21番13号	銀行事務代行業務 現金精査整理業務 現金自動支払機等管理業務	昭和60年4月1日	百万円10	100.00%	—
株式会社おきぎん経済研究所	那覇市牧志1丁目3番45号	金融・経済の調査・研究業務 経営相談業務	平成16年1月26日	百万円10	100.00%	—
おきぎん証券株式会社	那覇市久米2丁目4番16号	金融商品取引業務	昭和35年6月10日	百万円1,128	100.00%	—
美ら島債権回収株式会社	那覇市牧志1丁目3番45号	債権管理・回収業務	平成26年11月19日	百万円500	91.00%	—
株式会社おきぎんエス・ピー・オー	宜野湾市真志喜1丁目13番16号	コンピュータ関連業務	平成2年12月17日	百万円11	24.67%	—
株式会社おきぎんジェーシービー	那覇市久茂地2丁目12番21号	クレジットカード業務 信用保証業務	昭和62年11月2日	百万円50	34.00%	—
株式会社おきぎんリース	那覇市前島2丁目21番1号	リース業務 割賦販売業務	昭和54年10月6日	百万円100	40.50%	—

(平成30年3月31日現在)

- (注) 1. 当行の連結対象子会社は、上記の重要な子会社8社です。
 2. 資本金及び当行が有する子会社等の議決権比率は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. おきぎん証券株式会社は、平成29年7月1日付けでおきなわ証券株式会社から商号変更しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 沖縄県農業協同組合とATM利用手数料の相互引き下げを行っております。
5. ゆうちょ銀行ATMネットワークと当行ATMネットワークを株式会社エヌ・ティ・ティ・データの共同利用型情報データ通信システム（略称CAFIS）を介して接続し、現金自動設備の相互利用による現金引出し、現金入金、残高照会のサービスを行っております。
6. 沖縄総合警備保障株式会社の提供する多機能型ATM（MMK）貸貸サービスにより、沖縄県内4金融機関（当行・沖縄海邦銀行・コザ信用金庫・沖縄県農業協同組合）で店舗外現金自動設備の共同運営を行い、現金引出し等のサービスを行っております。
7. セブン銀行ATMネットワークと当行ATMネットワークを株式会社エヌ・ティ・ティ・データの共同利用型情報データ通信システム（略称CAFIS）を介して接続し、現金自動設備の現金引出し、現金入金、残高照会のサービスを行っております。また、セブン銀行と共同で海外発行カード対応ATMを設置しています。
8. コンビニATM（イーネット、LANS）と当行ATMネットワークを株式会社エヌ・ティ・ティ・データの共同利用型情報データ通信システム（略称CAFIS）を介して接続し、現金自動設備の現金引出し、現金入金、残高照会のサービスを行っております。
9. 北海道銀行とATM利用手数料の相互引き下げを行っております。また、北海道銀行と共同で海外発行カード対応ATMを設置しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
玉城 義昭	取締役頭取（代表取締役） 監査部担当		
伊計 衛	専務取締役（代表取締役） 総合企画部、人事部、証券 国際部担当		
山城 正保	常務取締役 システム部、事務部、営業 店事務指導部担当		
金城 善輝	常務取締役 お客さま本部（営業統括 部、法人部、個人部）担当		
保久盛 長哲	常務取締役 リスク管理部、融資統括部 担当		
仲本 善政	取締役 証券国際部長委嘱		
山城 達彦	取締役 総合企画部長委嘱		
田港 博和	取締役（社外取締役）	田港博和公認会計士事 務所 代表	
内間 康洋	取締役（社外取締役）		
大城 浩	取締役（社外取締役）	沖縄大学 客員教授	
金城 唯士	常勤監査役		
大城 保	監査役（社外監査役）		
本永 浩之	監査役（社外監査役）	沖縄電力株式会社 代表取締役副社長	
安藤 弘一	監査役（社外監査役）		

- (注) 1. 取締役の田港博和氏、内間康洋氏及び大城浩氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の大城保氏、本永浩之氏及び安藤弘一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 田港博和氏、内間康洋氏、大城浩氏、大城保氏、本永浩之氏及び安藤弘一氏は、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出を行っております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：人、百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	11	147 (57)
監 査 役	5	36 (—)
計	16	184 (57)

- (注) 1. 報酬等の額には、役員賞与引当金11百万円（取締役）、新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）45百万円（取締役）を含めており、括弧内に内書きしております。
2. 取締役兼使用人における使用人としての報酬は24百万円であります。
3. 第79回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額132百万円以内（うち社外取締役分は15百万円以内）、監査役の報酬額は年額40百万円以内として、それぞれ承認されております。また、上記とは別枠で取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬額は年額100百万円以内として、承認されております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏 名	兼職その他の状況
田 港 博 和	田港博和公認会計士事務所 代表
内 間 康 洋	
大 城 浩	沖縄大学 客員教授
大 城 保	
本 永 浩 之	沖縄電力株式会社 代表取締役副社長 同社は当行の大株主、かつ預貸金取引先であります。
安 藤 弘 一	

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
田港 博和	7年10カ月	取締役会13回中12回	専門的見地及び豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見を述べております。
内間 康洋	1年10カ月	取締役会13回中12回	専門的見地及び豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見を述べております。
大城 浩	1年10カ月	取締役会13回中13回	専門的見地及び豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見を述べております。
大城 保	2年10カ月	取締役会13回中13回 監査役会16回中16回	専門的見地及び豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見を述べております。
本永 浩之	2年10カ月	取締役会13回中12回 監査役会16回中12回	専門的見地及び豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見を述べております。
安藤 弘一	10カ月	取締役会10回中10回 監査役会13回中13回	専門的見地及び豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見を述べております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
田港 博和	会社法第423条第1項に定める賠償責任について、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当行に対して損害賠償責任を負う契約を締結しております。
内間 康洋	
大城 浩	
大城 保	
本永 浩之	
安藤 弘一	

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：人、百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7	23	—

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 44,000千株
 発行済株式の総数 24,240千株
 (自己株式239千株を含む。)
- (2) 当年度末株主数 7,055名
- (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	1,360千株	5.67%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	870	3.62
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE U.S.TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	773	3.22
沖縄土地住宅株式会社	709	2.95
日本生命保険相互会社	668	2.78
沖縄銀行行員持株会	634	2.64
沖縄電力株式会社	592	2.46
住友生命保険相互会社	547	2.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	500	2.08
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)SUB A/C NON TREATY	495	2.06

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式(239,849株)を控除して計算しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 野 中 俊 指定有限責任社員 城 戸 昭 博	52百万円	(非監査業務) ・内部監査態勢の外部評価と高度化に向けた助言に関する業務 (会計監査人の監査報酬に同意した理由) 監査役会は、関係部署及び会計監査人からの資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検証した結果、「監査報酬」は妥当であると認め同意いたしました。

- (注) 1. 当該事業年度に係る報酬等は、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査についての報酬額を監査法人との契約において明確に区分しておりません。
2. 当行並びに子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 71百万円

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

(会計監査人の解任又は不再任の決定の方針)

監査役会は、会計監査人が職務の遂行上、法令等違反や会計監査の適正性及び信頼性を害する事由の発生等により、当行の監査業務に重大な支障を来すおそれがある事態が認められた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意によって会計監査人を解任することを検討いたします。

第87期末 (平成30年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	134,109	預 金	1,956,993
コールローン及び買入手形	939	債券貸借取引受入担保金	1,727
買入金銭債権	692	借 用 金	45,001
金銭の信託	1,217	外 国 為 替	11
有 価 証 券	454,946	信 託 勘 定 借	26,670
貸 出 金	1,549,075	そ の 他 負 債	18,780
外 国 為 替	4,647	賞 与 引 当 金	745
リース債権及びリース投資資産	18,819	役 員 賞 与 引 当 金	23
そ の 他 資 産	36,519	退 職 給 付 に 係 る 負 債	7,598
有 形 固 定 資 産	19,534	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	23
建 物	3,695	信 託 元 本 補 填 引 当 金	83
土 地	11,360	利 息 返 還 損 失 引 当 金	53
リ ー ス 資 産	231	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	160
建 設 仮 勘 定	161	特 別 法 上 の 引 当 金	5
その他の有形固定資産	4,086	繰 延 税 金 負 債	662
無 形 固 定 資 産	2,117	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,213
ソ フ ト ウ ェ ア	1,657	支 払 承 諾	10,169
リ ー ス 資 産	7	負 債 の 部 合 計	2,069,923
その他の無形固定資産	452	(純資産の部)	
繰 延 税 金 資 産	697	資 本 金	22,725
支 払 承 諾 見 返	10,169	資 本 剰 余 金	19,647
貸 倒 引 当 金	△9,644	利 益 剰 余 金	98,421
		自 己 株 式	△788
		株主資本合計	140,006
		その他の有価証券評価差額金	11,178
		土地再評価差額金	1,247
		退職給付に係る調整累計額	△1,170
		その他の包括利益累計額合計	11,254
		新 株 予 約 権	241
		非 支 配 株 主 持 分	2,416
		純 資 産 の 部 合 計	153,918
資 産 の 部 合 計	2,223,842	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,223,842

第87期（平成29年4月1日から）連結損益計算書
（平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目		金 額
経 常 収 益		52,820
資 金 運 用 収 益		29,380
貸 出 金 利 息		24,455
有 価 証 券 利 息 配 当 金		4,839
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息		13
預 け 金 利 息		47
そ の 他 の 受 入 利 息		22
信 託 報 酬		209
役 務 取 引 等 収 益		5,837
そ の 他 業 務 収 益		13,974
そ の 他 経 常 収 益		3,418
貸 倒 引 当 金 戻 入 益		41
償 却 債 権 取 立 益		502
そ の 他 の 経 常 収 益		2,875
経 常 費 用		42,653
資 金 調 達 費 用		1,160
預 金 利 息		808
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息		△1
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息		61
借 用 金 利 息		80
そ の 他 の 支 払 利 息		212
役 務 取 引 等 費 用		2,884
そ の 他 業 務 費 用		13,524
そ の 他 経 常 費 用		23,908
そ の 他 の 経 常 費 用		1,175
経 常 利 益		10,166
特 別 損 失		30
固 定 資 産 処 分 損 失		30
減 損 損 失		0
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		10,136
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税		3,114
法 人 税 等 調 整 額		△7
法 人 税 等 合 計		3,106
当 期 純 利 益		7,029
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		210
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		6,819

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

株式会社 沖 縄 銀 行
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 野 中 俊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 城 戸 昭 博 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社沖縄銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

株式会社 沖 縄 銀 行
取 締 役 会 御 中有限責任監査法人トーマツ指定有限責任社員 公認会計士 野 中 俊 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 城 戸 昭 博 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社沖縄銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社沖縄銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月10日

株式会社 沖縄銀行 監査役会

常勤監査役	金城 唯士	㊦
社外監査役	大城 保	㊦
社外監査役	本永 浩之	㊦
社外監査役	安藤 弘一	㊦

以上

株主総会会場のご案内

日時

平成30年6月22日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時30分）

場所

沖縄県那覇市西3丁目2番1号 TEL 098-868-2222（代表）
ロワジールホテル&スパタワー那覇 3階 天妃の間



交通



バスご利用（那覇バス）

市内線 1、2、3、5、15、45番にて、「**三重城バス停**」下車 徒歩約1分



ゆいレール

「**旭橋駅**」下車 徒歩約15分

お願い

駐車場の混雑が予想されます。駐車できない場合もございますので、極力公共交通機関をご利用ください。